

I 水質

1 水質汚濁に係る環境基準値

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法に基づき公共用水域（河川、湖沼、海域など）が維持することが望ましい基準として定められています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目が選定されており、全国一律の基準値が設けられています。

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）
（最終改正：令和2年3月30日 環境省告示第35号）抜粋

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物とその生息環境などの保全を目的とした基準です。個別の水域ごとに類型を指定して具体的に示すことになっています。

① 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業用水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度						

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼, 海域もこれに準ずる。)				

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—
<p>備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度</p>						

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種 及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

③ 海域

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出され ないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2 mg/L以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
Ⅱ	水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅳ	水産3種・工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
備考 基準値は、日間平均値とする。		

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準値

地下水の水質汚濁に係る環境基準値は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として一律に定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）
（最終改正：令和2年3月30日 環境省告示第35号）別表抜粋

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて環境基準値が設けられています。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

（最終改正：令和2年3月30日 環境省告示第35号）抜粋

媒 体	基 準 値
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
備考	
1 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。	
2 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。	
3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
4 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

4 要監視項目の指針値

人の健康の保護に関連する物質または水生生物の生息または生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目について指針値が設定されています。

(1) 人の健康の保護に係る項目

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号 環境省環境管理水環境部長通知）
（最終改正：令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号 環境省水・大気環境局長通知）
抜粋

ア 公共用水域

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)

イ 地下水

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)

(2) 水生生物の保全に係る項目

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省水環境部長通知）

（最終改正：平成 25 年 3 月 27 日 環水大発第 1303272 号 環境省水・大気環境局長通知）抜粋

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生 物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海水域	生 物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生 物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海水域	生 物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生 物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海水域	生 物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4-tert-オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生 物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海水域	生 物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生 物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生 物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生 物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生 物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

水 域	類 型	水生生物の生息状況の適応性
淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
	生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
海水域	生 物 A	水生生物の生息する水域
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

5 水質汚濁防止法による排水基準値

排水基準は有害物質とその他の項目とに分けられ、有害物質は全ての特定事業場、その他の項目については排水量が 50m³/日以上の特特定業場が対象となります。また、排水基準は都道府県により一律基準よりも厳しい上乘せ基準を設定することができます。

排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）抜粋
（最終改正：令和元年 11 月 18 日 環境省令第 15 号）

ア 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 10 mg/L
	海域に排出する場合 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 8 mg/L
	海域に排出する場合 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
備考2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

イ その他の項目

排水基準項目	許容限度
pH(水素イオン濃度)	海域以外に排出する場合 5.8~8.6 海域に排出する場合 5.0~9.0
BOD(生物化学的酸素要求量)	160(日間平均120) mg/L
COD(化学的酸素要求量)	160(日間平均120) mg/L
SS(浮遊物質)	200(日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5 mg/L 動植物油脂類 30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L
備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に 係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する 鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量について の排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の 施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用 しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って 適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼 として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつ て水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣 が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼とし て環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が 定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

6 特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件（地下浸透基準）

水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を検出限界値より多く含むものを地下浸透させてはならないことになっています。

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）
（最終改正：令和2年3月30日 環境省告示第35号）抜粋

項 目	検 出 限 界 値
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L
シアン化合物	0.1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	0.005 mg/L
六価クロム及びその化合物	0.04 mg/L
砒素及びその化合物	0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L
PCB	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
チウラム	0.0006 mg/L
シマジン	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.002 mg/L
ベンゼン	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

7 地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準

都道府県知事は特定事業場から有害物質を含む水の地下浸透があったことにより、人の健康影響又はそのおそれがあると認められる場合に、特定事業場の設置者に対し浄化基準値を満足するような地下水の浄化措置を命令することができます。

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年6月19日 総理府・通商産業省令第2号）

（最終改正：令和2年12月28日 環境省令第31号）抜粋

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.01 mg/L
六価クロム化合物	0.05 mg/L
砒素及びその化合物	0.01 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 mg/L
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.02 mg/L
四塩化炭素	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
チウラム	0.006 mg/L
シマジン	0.003 mg/L
チオベンカルブ	0.02 mg/L
ベンゼン	0.01 mg/L
セレン及びその化合物	0.01 mg/L
ほう素及びその化合物	1 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L

8 下水道および浄化槽に係る基準値

特定施設から下水道へ流入する排水や、公共下水道からの放流水については以下に示す基準値が定められています。また、浄化槽等からの放流水についても基準値が定められています。

(1) 公共下水道への排除基準

下水道法施行令（昭和34年4月22日 政令第147号）（最終改正：平成29年9月1日 政令第232号）抜粋
鹿児島市下水道条例（昭和42年4月29日 条例第122号）（最終改正：平成31年3月20日 条例第23号）抜粋

項 目	基 準 値
1 カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
2 シアン化合物	1 mg/L 以下
3 有機リン化合物	1 mg/L 以下
4 鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
5 六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
6 ひ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
10 トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
11 テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
12 ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
13 四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
15 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
19 1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下
20 チウラム	0.06 mg/L 以下
21 シマジン	0.03 mg/L 以下
22 チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
23 ベンゼン	0.1 mg/L 以下
24 セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
25 ほう素及びその化合物	河川に放流する場合 10 mg/L 以下
	海域に放流する場合 230 mg/L 以下
26 ふっ素及びその化合物	河川に放流する場合 8 mg/L 以下
	海域に放流する場合 15 mg/L 以下
27 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
28 フェノール類	5 mg/L 以下
29 銅及びその化合物	3 mg/L 以下
30 亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
31 鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下
32 マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下
33 クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
34 ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下
35 pH（水素イオン濃度）	5 を超え 9 未満
36 BOD（生物化学的酸素要求量）	日排水量 30m ³ 以上 600 mg/L 未満
	日排水量 30m ³ 未満 規制なし
37 SS（浮遊物質質量）	600 mg/L 未満
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱 油 類 5 mg/L 以下
	動植物油脂類 30 mg/L 以下
39 温度	45 °C 未満
40 よう素消費量	220 mg/L 未満
備考 1～34 までの項目は下水道法施行令で定められた項目であり、35～40 までの項目は鹿児島市下水道条例で定められた項目である。	

(2) 公共下水道からの放流水の水質に関する技術上の基準

下水道法施行令（昭和34年4月22日 政令第147号）（最終改正：平成29年9月1日 政令第232号）抜粋

区 分	技術上の基準
公共下水道又は流域下水道からの放流水 (雨水の影響が少ない時)	水素イオン濃度：5.8～8.6 大腸菌群数：3,000 個/cm ³ 以下 浮遊物質量：40 mg/L 以下 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量：計画放流水質に適合する数値
合流式の公共下水道からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水 (降雨による雨水の影響が大きい時)	合流式下水道等の各吐口からの生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷の総量を各吐口からの放流水の総量で除した数値：40mg/L 以下（5日間）

(3) 浄化槽からの放流水の水質に関する技術上の基準

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日厚生省令第17号）（最終改正：令和2年2月7日 環境省令第3号）抜粋

項 目	基 準 値
生物化学的酸素要求量	20 mg/L 以下
生物化学的酸素要求量の除去率	90 %以上
備考1 みなし浄化槽はこの限りではない。 2 生物化学的酸素要求量の除去率：浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合	

(4) 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の性能に関する技術的基準

建築基準法施行令（昭和25年11月16日 政令第338号）（最終改正：令和2年9月4日 政令第268号）抜粋

尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員（人）	性 能		
		生物化学的酸素要求量の除去率(%)	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量(mg/L)	放流水に含まれる大腸菌群数（個/cm ³ ）
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50 以下	65 以上	90 以下	3,000 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下	
	501 以上	85 以上	30 以下	
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55 以上	120 以下	
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下	
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下	
	2,001 以上	85 以上	30 以下	
備考1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。 2 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。				

9 水道水質基準値

水道法に基づく水質基準値は 51 項目定められており、水道水は水質基準に適合するものでなければならず、水道事業体には検査の義務が課されています。

水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）（最終改正：令和 2 年 3 月 25 日 厚生労働省令第 38 号）抜粋

項 目	基 準 値
1 一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること
2 大腸菌	検出されないこと
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下
21 塩素酸	0.6mg/L 以下
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下

項 目	基 準 値
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
25 ジブromokロロメタン	0.1mg/L 以下
26 臭素酸	0.01mg/L 以下
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
30 ブロモホルム	0.09mg/L 以下
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
38 塩化物イオン	200mg/L 以下
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下
40 蒸発残留物	500mg/L 以下
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
42 ジェオスミン	0.0001mg/L 以下
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L 以下
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下
48 味	異常でないこと
49 臭気	異常でないこと
50 色度	5 度以下
51 濁度	2 度以下

10 清涼飲料水の成分規格

食品衛生法第7条および第10条の規定に基づき食品および添加物等には一定の規格基準が定められており、清涼飲料水については以下の成分規格が定められています。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（最終改正：令和3年5月27日 厚生労働省告示第213号）抜粋

(1) 一般規格

	項 目	規 格
1	混濁	混濁したものであってはならない
2	沈殿物又は固形の異物	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
3	スズ（金属製容器包装入りのもの）	150.0ppmを超えるものであってはならない
4	大腸菌群	陰性でなければならない

(2) 個別規格

1 ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行わないもの）

- a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

	第1欄	第2欄
1	アンチモン	0.005 mg/L 以下
2	カドミウム	0.003 mg/L 以下
3	水銀	0.0005 mg/L 以下
4	セレン	0.01 mg/L 以下
5	銅	1 mg/L 以下
6	鉛	0.05 mg/L 以下
7	バリウム	1 mg/L 以下
8	ヒ素	0.01 mg/L 以下
9	マンガン	0.4 mg/L 以下
10	六価クロム	0.05 mg/L 以下
11	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/L 以下
12	亜硝酸性窒素	0.04 mg/L 以下
13	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
14	フッ素	2 mg/L 以下
15	ホウ素	5 mg/L 以下

b 容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満である場合

	項 目	規 格
1	腸球菌	陰性
2	緑膿菌	陰性

2 ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）

	項 目	規 格
1	アンチモン	0.005 mg/L 以下
2	カドミウム	0.003 mg/L 以下
3	水銀	0.0005 mg/L 以下
4	セレン	0.01 mg/L 以下
5	銅	1 mg/L 以下
6	鉛	0.05 mg/L 以下
7	バリウム	1 mg/L 以下
8	ヒ素	0.01 mg/L 以下
9	マンガン	0.4 mg/L 以下
10	六価クロム	0.05 mg/L 以下
11	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
12	塩素酸	0.6 mg/L 以下
13	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
14	残留塩素	3 mg/L 以下
15	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/L 以下
16	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
17	1,4-ジオキサン	0.04 mg/L 以下
18	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下
19	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
20	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
21	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和と して0.04 mg/L 以下
22	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L 以下
23	臭素酸	0.01 mg/L 以下
24	亜硝酸性窒素	0.04 mg/L 以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
26	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
27	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
28	トリクロロエチレン	0.004 mg/L 以下
29	トルエン	0.4 mg/L 以下
30	フッ素	2 mg/L 以下
31	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
32	ブromホルム	0.09 mg/L 以下
33	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
34	ホウ素	5 mg/L 以下
35	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
36	有機物等（全有機炭素）	3 mg/L 以下
37	味	異常でないこと
38	臭気	異常でないこと
39	色度	5度以下
40	濁度	2度以下

3 ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

	項 目	規 格
1	ヒ素	検出するものであってはならない
2	鉛	検出するものであってはならない
3	パツリン	0.050ppm を超えるものであってはならない (りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものに限る)

11 清涼飲料水の製造基準

食品衛生法第7条および第10条の規定に基づき食品および添加物等には一定の規格基準が定められており、清涼飲料水については以下の製造基準が定められています。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
（最終改正：令和2年4月28日 厚生労働省告示第196号）抜粋

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であり、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

(2) 個別基準

1 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものを除く。）

- a 原水は、自然に、又は掘削によって地下の帯水層から直接得られる鉱水のみとし、源泉及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分に配慮しなければならない。
- b 原水は、その構成成分、湧出量及び温度が安定したものでなければならない。
- c 原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない。ただし、別途成分規格が設定されている場合にあつては、この限りでない。
- d 原水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであつてはならない。
- e 原水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌、緑膿菌及び大腸菌群が陰性であり、かつ、1mL当たりの細菌数が5以下でなければならない。
- f 原水は、源泉から直接採水したものを自動的に容器包装に充填した後、密栓又は密封しなければならない。
- g 原水には、沈殿、ろ過、曝気又は二酸化炭素の注入若しくは脱気以外の操作を施してはならない。
- h 採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原水を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持されたものでなければならない。
- i 採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に行わなければならない。
- j 容器包装詰め直後の製品は1mL当たりの細菌数が20以下でなければならない。
- k e及びjに係る記録は、6月間保存しなければならない。

- 2 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 以上のもの

項目		規格
1	細菌数（生菌数）	1mL あたり 100 以下
2	大腸菌群	陰性

- 3 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

a

項目		規格
1	細菌数（生菌数）	1mL あたり 100 以下
2	大腸菌群	陰性

- b 容器包装に充填し、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。この場合の殺菌又は除菌は、その中心部の温度を 85℃で 30 分間加熱する方法その他の原料として用いる水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法で行わなければならない。

- c b の殺菌に係る殺菌温度及び殺菌時間の記録若しくは除菌に係る記録は、6 月間保存しなければならない。

- 4 ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水原料として用いる水は、水道水又は次のいずれかでなければならない。

基 準	
①	10 清涼飲料水の成分規格の(2)個別規格の 1 の a に適合するもののうち、清涼飲料水の製造基準の(2)個別規格の 1 (f、h、i、j 及び k を除く) 又は 2 に適合するもの。
②	10 清涼飲料水の成分規格の(2)個別規格の 2 及び清涼飲料水の製造基準の(2)個別規格の 3 の a に適合するものであるもの。

12 食品製造用水

食品衛生法第7条および第10条の規定に基づき食品および添加物等には一定の規格基準が定められており、食品製造用水として水道水または次表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合する水が定められています。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
（最終改正：令和2年4月28日 厚生労働省告示第196号）抜粋

第 1 欄		第 2 欄
1	一般細菌	100 以下/mL
2	大腸菌群	検出されないこと
3	カドミウム	0.01 mg/L 以下
4	水銀	0.0005 mg/L 以下
5	鉛	0.1 mg/L 以下
6	ヒ素	0.05 mg/L 以下
7	六価クロム	0.05 mg/L 以下
8	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/L 以下
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
10	フッ素	0.8 mg/L 以下
11	有機リン	0.1 mg/L 以下
12	亜鉛	1.0 mg/L 以下
13	鉄	0.3 mg/L 以下
14	銅	1.0 mg/L 以下
15	マンガン	0.3 mg/L 以下
16	塩素イオン	200 mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
18	蒸発残留物	500 mg/L 以下
19	陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L 以下
20	フェノール類	フェノールとして 0.005mg/L 以下
21	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10 mg/L 以下
22	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
23	味	異常でないこと
24	臭気	異常でないこと
25	色度	5 度以下
26	濁度	2 度以下

13 建築物環境衛生管理基準（飲料水）

特定建築物の維持管理者は建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の管理を行わなければなりません。飲料水については以下の基準に適合する必要があります。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年1月21日 厚生省令第2号）
（最終改正：令和元年6月28日 厚生労働省令第20号）抜粋

項 目	基 準 値	検 査 頻 度	
		水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として使用している場合	地下水その他の水を水源の全部又は一部としている場合
1	一般細菌	6 か月に 1 回	6 か月に 1 回 及び 使用開始前に 1 回
2	大腸菌		
3	亜硝酸態窒素		
4	鉛及びその化合物※		
5	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素		
6	亜鉛及びその化合物※		
7	鉄及びその化合物※		
8	銅及びその化合物※		
9	塩化物イオン		
10	蒸発残留物※		
11	有機物（TOC）		
12	pH 値		
13	味		
14	臭気		
15	色度		
16	濁度		
17	シアン化物イオン及び塩化シアン	1 年に 1 回 (6 月から 9 月)	1 年に 1 回 (6 月から 9 月) 及び 使用開始前に 1 回
18	塩素酸		
19	クロロ酢酸		
20	クロロホルム		
21	ジクロロ酢酸		
22	ジブromokクロロメタン		
23	臭素酸		
24	総トリハロメタン		
25	トリクロロ酢酸		
26	ブromोजクロロメタン		
27	ブromホルム		
28	ホルムアルデヒド		

備考 表中の※の項目については、水質検査の結果水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。

項 目	基 準 値	検 査 頻 度			
		水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として使用している場合	地下水その他の水を水源の全部又は一部としている場合		
29	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	3年に1回 及び 使用開始前に1回		
30	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
31	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
32	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
33	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
34	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
35	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下			
36	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下		周囲の状況から判断して必要な場合	
37	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下			
38	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下			
39	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下			
40	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下			
41	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下			
42	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下			周囲の状況から判断して必要な場合 及び 使用開始前に1回
43	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
44	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下			
45	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下			
46	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下			
47	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下			
48	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			
49	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下			
50	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下			
51	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			

14 温泉飲用基準

温泉の飲用基準は、利用者の安全確保と温泉の有する医治効能の積極的な活用をはかるために定められた利用基準です。

温泉の利用基準について（昭和 50 年 7 月 12 日環自企 424 号）
（最終改正：平成 19 年 10 月 1 日 環自総発第 071001002 号）抜粋

(1) 飲用利用基準

湯治のために温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

ア 大人（16 才以上の者）

対象成分	飲 用 許 容 量	
	飲用の総量（1 日につき）	成分の総摂取量
ひ素	$(0.1 / A \times 1000)$ mL	0.1 mg
銅	$(2.0 / A \times 1000)$ mL	2 mg
ふっ素	$(1.6 / A \times 1000)$ mL	1.6 mg
鉛	$(0.2 / A \times 1000)$ mL	0.2 mg
水銀	$(0.002 / A \times 1000)$ mL	0.002 mg
遊離炭酸	—	1000 mg (1 回につき)

備考 A は当該温泉の 1kg 中に含まれる成分の重量(mg 単位)の数値

イ 小人（15 才以下の者）

15 歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

(2) 微生物学的衛生管理

ア 飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年 1 回以上、一般細菌及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

イ 一般細菌、大腸菌群等の検査結果を記録し、都道府県知事等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

別表

検 査 項 目	基 準 値
一般細菌	1mL 中の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素 (TOC)	5 mg/L 以下であること。

15 浴用利用基準

公衆浴場において使用する水については、以下のとおり水質の基準値および検査方法が定められています。

公衆浴場における衛生等監理要領等の改正について（令和2年12月10日 生食発1210第1号）抜粋

種 類	検 査 項 目	水質基準	検 査 頻 度
原湯 原水 上がり用湯 上がり用水	色度	5度以下であること	1年に1回以上
	濁度	2度以下であること	
	pH 値	5.8以上8.6以下 であること	
	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L以下であること	
	過マンガン酸カリウム消費量 （塩素化イソシアヌル酸又はその塩 等を用いて消毒している場合）	10 mg/L以下であること	
	大腸菌	検出されないこと	
	レジオネラ属菌	検出されないこと (10 cfu/100 mL未満)	
浴槽水	濁度	5度以下であること	ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上 連日使用している浴槽水は1年に2回以上（消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上）
	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	8 mg/L以下であること	
	過マンガン酸カリウム消費量 （塩素化イソシアヌル酸又はその塩 等を用いて消毒している場合）	25 mg/L以下であること	
	大腸菌群	1個/mL以下であること	
	レジオネラ属菌	検出されないこと (10 cfu/100 mL未満)	
備考1 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。 2 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。 3 「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。 4 「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。 5 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。 6 温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは大腸菌群及びレジオネラ属菌を除く項目についての基準の一部又は全部を適用しないことができる。			

16 農薬に関する指針値等

(1) ゴルフ場排水中の農薬濃度に係る暫定指導指針値

ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬については、下表に示す農薬や指針値に加え、農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（水濁基準値）や水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水産基準値）に基づいた指針値（水濁基準値および水産基準値を10倍した値）により規制されています。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針
(令和2年3月27日 環水大土発第2003271号)

農 薬 名		水 濁 指 針 値
殺 虫 剤	ダイアジノン	0.05 mg/L
	チオジカルブ	0.8 mg/L
	トリクロロホン (DEP)	0.05 mg/L
	ペルメトリン	1 mg/L
	ベンスルタップ	0.9 mg/L
殺 菌 剤	イプロジオン	3 mg/L
	イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩	0.06 mg/L (イミノクタジンとして)
	シプロコナゾール	0.3 mg/L
	チウラム (チラム)	0.2 mg/L
	チオフアネートメチル	3 mg/L
	トルクロホスメチル	2 mg/L
	バリダマイシン	12 mg/L
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1 mg/L
	ベノミル	0.2 mg/L
除 草 剤	シクロスルファミロン	0.8 mg/L
	シマジン (CAT)	0.03 mg/L
	トリクロピル	0.06 mg/L
	ナプロパミド	0.3 mg/L
	フラザスルフロン	0.3 mg/L
	MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	0.051 mg/L (MCPA として)

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。
指針値 = {ADI (mg/kg 体重/日) × 53.3 (kg) × 0.1 (ADI の 10%配分) / 2 (L/人/日)} × 10

注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。
なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

(2) 公共水域等における農薬の水質評価指針値

公共用水域等における農薬の水質評価指針値は、空中散布等一時的に広範囲に使用される農薬で、水質環境基準健康項目や要監視項目として設定されていないものが公共用水域等から検出された場合の目安となる指針値として定められています。

公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年4月15日 環水土第86号）抜粋

項 目	種 類	評 価 指 針 値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L 以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L 以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 mg/L 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L 以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L 以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L 以下
ブロモブチド	除草剤	0.04 mg/L 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L 以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L 以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L 以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
メフェナセット	除草剤	0.009 mg/L 以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
モリネート	除草剤	0.005 mg/L 以下

17 その他の水質に係る基準値等

(1) 水浴場水質判定基準

環境省では、国民の利用に資することを目的として、全国の水浴に供される公共用水域の水質等の状況について以下の判定基準を用いて評価を行っています。

令和元年度水浴場（開設前）の水質調査結果について（令和元年7月5日 環境省 HP）抜粋

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- 1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- 2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」又は「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」又は「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
		適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m未満～ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超える もの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
 CODの測定は、日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。
 透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- 1) 「水質 B」又は「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が 400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- 2) 油膜が認められたもの。

(2) 農業用水基準（水稲）

「農業用水基準」は、農林水産省が学識経験者の意見を取り入れて定めた基準であり、水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されています。

(昭和 45 年 農林省公害研究会) 抜粋

項 目		基 準 値
pH (水素イオン濃度)		6.0 ~ 7.5
COD(化学的酸素要求量)		6 mg/L 以下
SS(浮遊物質)		100 mg/L 以下
DO(溶存酸素)		5 mg/L 以上
T-N(全窒素)		1 mg/L 以下
EC(電気伝導度)		0.3 mS/cm 以下
重金属	As(ヒ素)	0.05 mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5 mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02 mg/L 以下

(3) 水産用水基準

水産用水基準は、公益社団法人 日本水産資源保護協会により設定された基準であり、水生生物の保護の指標として利用されています。

水産用水基準 第8版（2018年版）（平成30年8月 公益社団法人 日本水産資源保護協会）（改訂：令和2年7月）抜粋

淡水域

水域	河川		湖沼	
	自然繁殖の条件	成育の条件	自然繁殖の条件	成育の条件
BOD	3mg/L 以下 (2mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合	5mg/L 以下 (3mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合	-	
	-		4mg/L 以下 (2mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合	5mg/L 以下 (3mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合
COD _{Mn}	-		0.1mg/L 以下(コイ・フナ) 0.05mg/L 以下 (ワカサギ) 0.01mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	
	-		1.0mg/L 以下(コイ・フナ) 0.6mg/L 以下 (ワカサギ) 0.2mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	
全リン	-		0.1mg/L 以下(コイ・フナ) 0.05mg/L 以下 (ワカサギ) 0.01mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	
全窒素	-		1.0mg/L 以下(コイ・フナ) 0.6mg/L 以下 (ワカサギ) 0.2mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	
DO	6mg/L 以上(7mg/L 以上) ()内はサケ・マス・アユを対象			
pH	6.7~7.5			
	生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと			
SS	25mg/L 以下(人為的に加えられる懸濁物質量は5mg/L 以下)。忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス・アユ	温水性魚類	
		1.4mg/L 以下(透明度4.5m 以上)	3.0mg/L 以下(透明度1.0m 以上)	
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。			
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。			
大腸菌群数	1,000 MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70 MPN/100mL) 以下であること。			
油分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。			
有害物質	表1、表2、表3、表4及び表5に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。			
底質	有機物などによる汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。			

備考

- 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物の許容含有量の決定をまって基準値を定める。
- 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。
- 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目に含まれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法（海洋観測指針第1部（1999）、水質汚濁調査指針（1980）、沿岸環境調査マニュアル（底質・微生物編）（1990）、環境測定分析法注解（1985）等）を採用して差し支えない。

海域

水域	海域	
BOD	-	
COD _{OH}	一般海域	ノリ養殖場 閉鎖性内湾の沿岸域
	一時保留	
全リン	環境基準における 水産1種 0.03 mg/L 以下 水産2種 0.05 mg/L 以下、0.03 mg/L を超える 水産3種 0.09 mg/L 以下、0.05 mg/L を超える ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.007~0.014 mg/L	
全窒素	環境基準における 水産1種 0.3 mg/L 以下 水産2種 0.6 mg/L 以下、0.3 mg/L を超える 水産3種 1.0 mg/L 以下、0.6 mg/L を超える ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.07~0.1 mg/L ワカメ養殖 0.028mg/L	
DO	6mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層 4.3 mg/L (3 mL/L)	
pH	7.8~8.4	
	生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと	
SS	人為的に加えられる懸濁物質は 2 mg/L 以下。 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖成長に影響を及ぼさないこと。	
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。	
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。	
大腸菌群数	1,000 MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70 MPN/100mL) 以下であること。	
油分	水中には油分が検出されないこと。水面には油膜が認められないこと。	
有害物質	表 1、表 2、表 3、表 4 及び表 5 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。	
底質	乾泥として COD _{OH} は 20 mg/g 以下、硫化物は 0.2 mg/g 以下、ノルマルヘキサン抽出物は 0.1% 以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着床、発生あるいはその発育を妨げないこと。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験 (昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号) により得られた検疫中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検疫中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。	

備考

- 蓄積の可能性がある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物の許容含有量の決定をまっして基準値を定める。
- 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。
- 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目に含まれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法 (海洋観測指針第 1 部 (1999)、水質汚濁調査指針 (1980)、沿岸環境調査マニュアル (底質・微生物編) (1990)、環境測定分析法注解 (1985)) 等を採用して差し支えない。

表1 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
カドミウム	0.003	0.003	JIS K0102*の55.2、55.3又は55.4
全シアン	0.005	0.001	JIS K0102の38.1.2と38.2又は38.1.2と38.3
鉛	0.003	0.003	JIS K0102の54
六価クロム	0.0002	0.01	JIS K0102の65.2
砒素	0.01	0.01	JIS K0102の61.2又は61.4
総水銀	0.0002	0.0001	付表**1
アルキル水銀	検出されないこと	0.001	付表2
PCB	検出されないこと	検出されないこと	付表3
ジクロロメタン	0.02	0.02	JIS K0125***の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002	0.002	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.01	0.01	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01	0.002	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006	—	付表4
シマジン	0.003	—	付表5.1又は5.2
チオベンカルブ [†]	0.001	0.02	付表5.1又は5.2
ベンゼン	0.01	0.01	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.002	0.01	JIS K0102の67.2又は67.3
硝酸態窒素	9	7	JIS K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5
亜硝酸態窒素	0.03	0.06	JIS K0102の43.1
ふっ素	0.8	1.4	JIS K0102の34.1又は付表6
ほう素	1	4.5	JIS K0102の47.1、47.3又は付表7

- * 日本工業規格JISK0102-1998 工場排水試験方法
- ** 「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月環境庁告示第29号の付表1～付表7
- *** 日本工業規格JISK0125-1995 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法
- † 「検出されないこと」とは、分析方法の欄に掲げる方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 基準値が設定されていない。

表2 生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと	JIS K0102 の 53

表3 要監視項目として定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
クロロホルム	0.05	0.06	JIS K0125*5.1、5.2又は5.3.1
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06	JIS K0125*5.1、5.2又は5.3.1
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07	//
イソキサチオン	0.008	0.008	付表**1-1又は1-2
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと	//
フェントロチオン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと	//
イソプロチオラン	0.04	0.04	//
オキシ銅	0.006	—	付表2
クロロタロニル(TPN)	0.001	0.002	付表1-1又は1-2
プロピザミド	0.008	—	//
EPN	検出されないこと	検出されないこと	//
ジクロロボス (DDVP)	検出されないこと	検出されないこと	//
フェノルカルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003	//
イプロベンホス(IBP)	検出されないこと	0.008	//
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08	//
トルエン	0.6	0.3	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
キシレン	0.4	—	//
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06	付表3-1又は3-2
ニッケル	0.004	0.007	JIS K0102***の59.3、付表4又は付表5
モリブデン	0.07	0.07	JIS K0102の68.2、付表4又は付表5
アンチモン	0.008	0.4	JIS K0102の62.2又は付表6
マンガン	0.2	0.2	JIS K0102の56.2、56.3、56.4、56.5

* 日本工業規格JISK0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

** 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」平成5年4月28日環水規第121号付表1～付表8

*** 日本工業規格JISK0102-1998 工場排水試験方法

— 基準値が設定されていない。

表4 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準とその分析法

項目	基準値 (pg TEQ/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312

表5 基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値(mg/L)

項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海 域
アンモニア態窒素	1.9	0.90
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	—	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注： 分析方法は公定法(JIS K0102)によることが望ましいが、基準値の備考欄に示した文献等の分析方法を採用しても差し支えない。ダイオキシンの分析は、JIS K0312による。

II 土壌

1 土壌の汚染に係る環境基準値

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められています。

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

（最終改正：令和2年4月2日環境省告示第44号）抜粋

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。
備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	